

阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金Q & A （第3版/令和8年4月1日）

補助対象期間について

Q 1 - 1 補助対象期間はいつまでですか。

A 1 - 1 交付申請時から同年度の末日までです（令和8年度に申請して交付決定を受けた場合、令和9年3月31日まで）。補助金の交付を受けるためには、補助対象期間内に補助対象経費の支払いまで完了して創業（営業を開始）することが必要です。

補助対象者について

Q 2 - 1 特定創業支援等事業とは何ですか。

A 2 - 1 阪南市商工会が開催する「創業塾」（年に1回開催）または「個別創業相談窓口」が特定創業支援等事業に該当し、1ヵ月以上かつ4回以上にわたって、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識を習得するための講座等となっています。補助金の申請時は、「創業塾」の受講または「個別創業相談窓口」で相談したことの証明が必要です。

Q 2 - 2 一般社団法人を設立する予定ですが、補助対象となりますか。

A 2 - 2 この補助金の対象者は、創業する個人や中小企業、小規模事業者が対象です。会社法上で定義される株式会社、合名会社、合資会社または合同会社が該当します。一般社団法人や財団法人、NPO法人などは対象外です。

Q 2 - 3 過去に事業を行っていたことがあるが、対象となりますか。

A 2 - 3 過去に廃業届等を提出しており、これまでに本補助金の利用がない場合は申請が可能です。ただし、申請する事業は以前の事業と異なる必要があります。

Q 2 - 4 個人事業を営んでいるが（開業届提出済）、新たに法人を設立し、別事業で創業する場合は対象となりますか。

A 2 - 4 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第2条（1）イより、対象です。

Q 2 - 5 市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行う場合対象となりますか。

A 2 - 5 対象外です。阪南市に本社機能を置くだけでなく、実体として阪南市内で事業活動を営むことが必要です。

Q 2 - 6 現在法人を経営しています。新たに個人事業主として起業する場合は、対象となりますか。

A 2 - 6 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第2条（1）アに基づき、対象外です。

補助対象経費について

Q 3 - 1 国や府などの他の補助制度との併用は可能ですか。

A 3 - 1 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第4条第1項に基づき、可能です。

ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。また、国や大阪府の補助金制度で他の補助金との併用が認められていない場合があります。

Q 3 - 2 申請前に支払った経費は対象となりますか。

A 3 - 2 補助金の交付決定前に発生した経費は対象外です。

交付決定日以降に発注・契約等をしたものが対象です。

Q 3 - 3 どのようなものが補助対象経費として認められますか。

A 3 - 3 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第4条第1項に基づき、「事務所等新築工事費」「広告宣伝費」「商業登記にかかる経費」以外は、原則として対象外です。

公租公課（消費税等）、振込手数料、水道光熱費、通信費、賃借料は対象外です。

例）事務所等新築工事費（増改築を含む。）

対象経費	店舗・事務所の改装費用、空調設備の改修費用、看板設置費 等
対象外経費	補助金交付決定前に発注した工事費費用、事業実施部分以外の工事費用 等

例）広告宣伝費

対象経費	パンフレット・チラシ等の印刷費、ウェブサイト開設費、新聞・雑誌等の広告掲載、展示会出展費用等
対象外経費	ウェブサイト運営委託費、名刺の印刷費 等

例）商業登記にかかる経費

対象経費	開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成費 等
対象外経費	登録免許税、印紙代 等

例）その他

対象経費	開業に必要な経費として認められるもの
対象外経費	公租公課（消費税等）、振込手数料、水道光熱費、通信費、賃借料、中古資産 等

Q 3 - 4 事務所等新築工事費（増改築を含む。）とは具体的にどのようなものが対象ですか。

A 3 - 4 店舗・事務所の改装費用、空調設備の改修費用、看板設置費などです。

Q 3-5 住居兼事業所の改装費用は対象ですか。

A 3-5 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第4条第3項に基づき、対象外です。

Q 3-7 広告宣伝費とは具体的にどのようなものが対象ですか。

A 3-7 パンフレット・チラシ等の印刷費や、ウェブサイト開設費などです。ただし、ウェブサイト運営委託費、名刺の印刷費は対象外です。

Q 3-8 商業登記にかかる経費とは具体的にどのようなものが対象ですか。

A 3-8 開業又は法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成費などです。ただし、登録免許税、印紙代は対象外です。

Q 3-9 クレジットカード払いやスマートフォン決済での支払いも対象となりますか。

A 3-9 対象です。ただし、支払いの事実が証明できる利用明細書等が必要となりますので、必ず保管してください。原則、一括で支払をお願いいたします。

Q 3-10 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱第8条（5）でウェブサイトの開設や看板の設置とありますが、補助金の対象とすることは可能ですか。

A 3-10 阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金交付要綱8条は交付条件となりますので、本補助金を対象とすることは出来ません。

補助金について

Q 4-1 経営に関する収支予算書とはどのようなものですか。

A 4-1 開業後の売上見込みや経費・原価の見込み、利益見込みなどを記した予算書です。予定している営業日や営業時間等も併せてご記入いただき、任意の書式でご提出ください。

事務所の移転等について

Q 5-1 「補助金の交付の決定を受けた日から3年間は事業所を本市外へ移転してはならず、かつ事業を継続すること」とありますが、阪南市内での移転は可能ですか。

A 5-1 阪南市内での移転であれば可能です。やむを得ず、営業を休止するなどの事情が発生した場合は、阪南市企画課までご連絡ください。阪南市起業創業支援事業（バウチャー）補助金（変更・中止・廃止）承認申請書の提出が必要です。